

議員提出議案第 3 号

大和市議会委員会条例の一部を改正する条例について

大和市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 4 日提出

提出者	大和市議会議員	星 野	翔
賛成者	同	井 上	貢
同	同	吉 澤	弘
同	同	木 村	賢 一
同	同	高 久	良 美
同	同	布 瀬	恵
同	同	大 波	修 二
同	同	堀 合 研 二 郎	

大和市議会議長 殿

提案理由

この条例を提出したのは、「刑法等の一部を改正する法律」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」の施行、並びに「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、改正された「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に関連して、所要の改正を行いたい必要による。

大和市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

大和市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年大和市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第２条第１０項中「以下」を「第１２条第５項において」に、「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１２条第５項中「及び第２９条」を削り、同項の表第３８条第１項第１号の項中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

第１７条第１項各号列記以外の部分中「以下」を「第３項において」に改め、同条第２項第１号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第１８条第１項中「議会の保有する」を削り、同条第２項中「この章において」及び「この章及び第４８条において」を削る。

第３１条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３２条第３項中「この章において」を削る。

第３８条第１項ただし書中「この章において」を削り、同条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３９条第３項中「この章において」を削る。

第４７条中「第４章」を「前章」に改める。

第４８条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第５３条から第５５条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この条例は、令和７年７月１日から施行する。ただし、第２条第１０項の改正規定（「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める部分に限る。）及び第１２条第５項の改正規定（「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める部分に限る。）は、令和７年４月１日から、第２条第１０項の改正規定（「以下」を「第１２条第５項において」に改める部分に限る。）、第１２条第５項の改正規定（「及び第２９条」を削る部分に限る。）並びに第１７条第１項各号列記以外の部分及び第２項第１号ア、第１８条第１項及び第２項、第３１条第２項、第３２条第３項、第３８条第１項及び第２項、第３９条第３項、第４７条並びに第４８条の改正規定は、公布の日から施行する。